

副本

平成24年(行コ)第412号 文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件

平成25年(行コ)第231号 文書一部不開示決定処分取消等請求附帯控訴事件

控訴人(附帯被控訴人) 国(処分行政庁 外務大臣)

被控訴人(附帯控訴人) 崔鳳泰ほか10名

準備書面(4)

平成26年5月9日

東京高等裁判所第8民事部C係 御中

控訴人(附帯被控訴人) 指定代理人

伊藤 清 隆	
板崎 一雄	
北濱 基紀	
長澤 範	
田原 昭彦	
箕浦 裕	
下宮 浩	
小野 啓一	
山崎 修	
北田 哲夫	

大 西 生 吹



細 谷 勇 人



鈴 木 誉 里 子



原 田 貴



大 野 寿 久



第1 本準備書面における控訴人の主張の要旨	7
第2 情報公開法5条3号及び4号該当性の審理・判断の在り方について	9
1 情報公開法5条3号及び4号は行政機関の長がした同各号該当性に関する判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であることなど	9
2 外交関係の行政文書が作成時から不開示決定時までに30年以上の期間が経過している場合について	9
第3 外交交渉における情報の重要性等を踏まえ、我が国が交渉上不利益を被ったり、相手国との信頼関係が損なわれたりしないかについて、慎重な配慮が求められること	10
1 はじめに	10
2 過去の外交交渉等に係る情報の重要性について	10
3 日韓又は日朝間においては過去に起因する様々な懸案事項が存在しており、過去の情報の重要性が取り分け高いこと	12
4 小括	12
第4 不開示理由1(情報公開法5条3号。他国等との交渉上不利益を被るおそれ)について	13
1 はじめに	13
2 日朝間の外交情勢、北朝鮮の情報収集の取組等に照らした情報の重要性	13
3 日本に所在する朝鮮半島由来の書籍、文化財等に関する不開示情報が公になれば我が国が交渉上不利益を被る可能性が高いこと	14
(1) はじめに	14
(2) 文化財問題が日朝間で予想される重要な協議事項であり、日韓間でも再び協議事項となる可能性があること	15
(3) 文化財等に係る不開示情報を開示した場合、我が国が北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被ることが容易に想定されること	17

ア 文化財目録の性質について	17
イ 文化財目録の開示によって北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性が高いこと	17
ウ 文化財目録以外の文化財に係る情報について	19
エ 韓国との交渉上不利益を被る可能性が高いこと	19
オ 小括	20
4 財産・請求権問題に関する不開示部分が公になれば我が国に交渉上の不利益が生じる可能性が高いこと	20
(1) はじめに	20
(2) 日朝間における財産・請求権問題の現状	21
(3) 財産・請求権問題に係る文書の不開示部分を開示した場合、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被ることが容易に想定されること	22
5 その他	23
6 小括	23
第5 不開示理由2（情報公開法5条3号及び6号。他国との信頼関係が損なわれるおそれ等）について	24
1 はじめに	24
2 日韓関係の特殊な歴史的経緯やこれによる韓国の国民感情等に照らし、韓国との信頼関係を損なわないよう慎重な配慮を要すること	25
3 公になれば、韓国国民の感情や自尊心を害したものと受け取られ、韓国等との信頼関係が損なわれる可能性が高いものについて	26
4 韓国に対する強行措置の検討など、現時点で公になった場合に韓国等との信頼関係が損なわれたり、交渉上不利益を被る可能性が高いこと	27
(1) はじめに	27
(2) 対韓強硬措置に係る検討内容が公になれば韓国等との信頼関係が損なわれる可能性が高いこと	28

(3) 文化財関係の検討内容が公になれば韓国との信頼関係が損なわれる可能性が高いこと	30
(4) 請求権処理に関する法的問題に係る日本政府部内の検討内容が公になれば韓国との信頼関係が損なわれたり、韓国や北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性が高いこと	31
ア 不開示情報該当性	31
イ 被控訴人らの主張に対する反論	34
5 米国の対応状況や認識等に関する不開示部分であって、公にすると、米国等との信頼関係が損なわれる可能性が高いこと	36
6 小括	37
第6 不開示理由3（情報公開法5条3号。竹島問題等に関する他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び交渉上不利益を被るおそれ）について	38
1 はじめに	38
2 竹島問題の性格、推移等	38
(1) 竹島問題の性格等	39
(2) 竹島問題の推移	39
3 竹島問題に関する不開示情報が公になれば、我が国の今後の交渉上の立場が不利になる可能性が高いこと	41
(1) 竹島問題に関する日本政府又は日本政府関係者の提案・見解・対処方針に関する情報が公になれば、我が国が韓国との交渉上不利になる可能性が高いこと	41
(2) 竹島問題に関して韓国側から示された提案・見解等に関する情報は、公にすると韓国との信頼関係が損なわれたり、交渉上不利益を被る可能性が高いものであること	43
(3) 竹島問題に関する第三国（韓国）の見解等に関する情報等が公になると、当該第三国等との信頼関係が損なわれ、韓国との交渉上不利益を被る可能性が高いこと	

と	45
4 小括	46
第7 不開示理由4（情報公開法5条4号及び6号。犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ）について	46
1 通し番号4-7の文書（乙A第40号証）の不開示部分の情報内容	46
2 現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること	47
3 小括	48
第8 不開示理由8（情報公開法5条1号及び3号。公にする慣行のない個人情報及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれ）について	48
1 天皇と外国要人の謁見等の会話内容を非公表とすることは国際的に認識された慣行であること	49
2 通し番号8-1（乙A第36号証）及び通し番号8-2（乙A第37号証）が、個人情報（情報公開法5条1号）に該当すること	49
3 韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること（情報公開法5条3号該当性）	51
第9 結語	53

控訴人（附帯被控訴人、原審被告。以下「控訴人」という。）は、本準備書面において、証人小野啓一（以下「小野証人」という。）の証言（以下、同証言に係る証人調書を「小野証人調書」という。）等を踏まえ、控訴人の主張を補充しつつ、被控訴人（附帯控訴人、原審原告。以下「被控訴人」という。）の平成25（2013）年5月30日付け準備書面（以下「被控訴人準備書面（I）」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、本書面において、本件各文書について「不開示部分」という場合、特段の断りのない限り、現時点で不開示となっている部分（すなわち、原判決後に追加開示した部分を除く部分）を意味し、かかる不開示部分に記録されている情報を「不開示情報」という。その他の略称等は、本書で新たに用いるもののほか、原判決別紙2及び控訴人の控訴理由書その他当審において控訴人が提出した準備書面の例による。

第1 本準備書面における控訴人の主張の要旨

本件訴訟の争点は、本件各文書の不開示情報の情報公開法5条1号、3号、4号、及び6号該当性である。そして、同条3号及び4号該当性判断に当たっては、裁判所は、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重した上で、上記の行政機関の長の裁量権行使としての判断が、全く事実の基礎を欠いていることや、事実に対する評価が明白に合理性を欠いていることなどにより、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるか否かを審理・判断すべきであり、被控訴人らは、これを基礎づける具体的な事実を主張立証しなければならない。この点は、作成時から30年以上経過している条約その他の国際約束及び外交交渉に関する文書又はこれに準ずる文書等に記録された情報についても同様である（後記第2）。

そして、外交交渉における情報の重要性等に照らし、他国等との間で当該文書に係る外交問題が、現在もなお未解決である場合、今後も他国等から問題提起さ

れる可能性や再度議論の対象となる可能性が否定できない場合、あるいはこれと類似の外交問題が生じている場合などには、当該文書作成からの経過期間の長さにかかわらず、我が国が、当該文書を公にすることによって、他国等との交渉上不利益を被ることが容易に想定される。そして、財産・請求権問題及び文化財問題を含む日韓又は日朝間の過去に起因する諸懸念や竹島問題は、上記の事例に該当する外交問題等であるから、日韓国交正常化交渉に関する情報を公にすることにより、我が国が他国等との交渉上不利益を被るおそれや、日韓関係の歴史的経緯及び現状等に鑑みて韓国との信頼関係が損なわれるおそれがないか、慎重な配慮が求められるものである（後記第3）。

以上を踏まえると、本件各文書の不開示情報は、正に、日韓又は日朝関係の歴史的経緯等に照らせば、韓国や北朝鮮が、文化財問題や財産・請求問題に関して、我が国に一方的かつ恣意的な要求をする端緒としたり、我が国の手の内を推測し、有利に用いたりすることが考えられる内容であったり（不開示理由1、後記第4）、韓国における反日感情を刺激しかねない日本政府高官の発言や、韓国に対する強硬措置の検討状況であったり（不開示理由2、後記第5）、日韓両国が多大な関心を寄せている未解決の問題である竹島問題に関する機微な内容である（不開示理由3、後記第6）。これらが、公となれば、我が国が他国等との外交交渉上不利益を被ったり、他国等との信頼関係が損なわれたり、外交に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどするものである。また、竹島に関する警備等に関する情報を公にすることは、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずることが十分想定されたり、國の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである（不開示理由4、後記第7）。さらに、昭和天皇と韓国政府高官とのやりとりは、公にする慣行のない個人情報であり、かつ、これを公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるものである（不開示理由8、後記第8）。

以上からすれば、本件各文書に関する外務大臣の不開示部分についての情報公

開法 5 条 3 号及び 4 号該当性の判断において裁量権の逸脱・濫用は認められないし、同 1 号及び 6 号該当性の判断にも誤りはない。

以下、小野証人の証言等を踏まえ、詳述する。

第 2 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号該当性の審理・判断の在り方について

1 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号は行政機関の長がした同各号該当性に関する判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であることなど

控訴理由書第 2 章第 4 の 1 (4 6ないし 5 1 ページ) で主張したとおり、情報公開法 5 条 3 号及び 4 号は、同各号該当性に関して行政機関の長による判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であって、裁判所は、この行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重した上で、これが合理的な許容限度内のものであるか否かという観点から審理・判断すべきことになる。そして、その情報の具体的な内容を明らかにすることはできないという訴訟の性格上、主張立証の在り方としては、まず、控訴人において、行政機関の長が裁量権行使して同各号該当性について判断した内容を同各号に該当する情報の具体的な内容を明らかにしない限度で概括的に明らかにすれば足り、これに対し、被控訴人らにおいて、上記の行政機関の長の裁量権行使としての判断が、全く事実の基礎を欠いていることや、事実に対する評価が明白に合理性を欠いていることなどにより、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであること、すなわち、裁量権の逸脱・濫用があったことを基礎づける具体的な事実を主張立証しなければならないものと解すべきである。

2 外交関係の行政文書が作成時から不開示決定時までに 30 年以上の期間が経過している場合について

控訴理由書第 2 章第 4 の 2 (2) (5 5ないし 6 1 ページ) で述べたとおり、外交関係の行政文書が作成時から不開示決定時までに 30 年以上の期間が経過している場合であっても、かかる期間の経過をもって、当然又は一律に、当該

文書に記録された不開示情報についての同各号該当性判断に係る審理構造や主張立証責任の所在自体が変容されると解すべき根拠規定はないこと等に照らせば、前記1で述べたことが当該文書に記録された不開示情報についても当然に妥当する。

第3 外交交渉における情報の重要性等を踏まえ、我が国が交渉上不利益を被ったり、相手国との信頼関係が損なわれたりしないかについて、慎重な配慮が求められること

1 はじめに

外交交渉の情報は、一般的に、作成時から長期間が経過しても、これを公にすると、外交交渉上不利益を被る情報が少なくない。殊に、日韓会談の情報を明らかにすることは、日韓又は日朝間の未解決又は類似の外交問題等に係る今後の外交交渉上不利益を生じさせることが十分考えられる上、日韓関係の歴史的経緯や現状に鑑みて、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあることを念頭に置く必要がある。

以下、小野証人の証言等を踏まえ詳述する。

2 過去の外交交渉等に係る情報の重要性について

(1) 控訴理由書第2章第4の2(2)エ(60, 61ページ)で述べたとおり、政府の対応方針には時期を問わず基本的な共通性がある場合もあるから、当該外交問題が交渉相手国との間で未解決である場合はもとより、当該外交問題自体は解決済みであっても、相手国又は第三国等との間で類似の外交問題が生じている又は生じ得る可能性がある場合には、過去に我が国が執った対応方針や交渉姿勢、その検討状況等が我が国の今後の対応等を推測する重要な手掛かりとなる。したがって、たとえ本件で問題となっているような外交交渉等に関する行政文書がその作成時から30年以上の期間が経過していても、当該文書に記録された、当該外交交渉等における自国の対応方針や交渉

姿勢、交渉条件等の検討内容等に関する情報は、これを公にすると我が国が他国等との交渉上不利益を被るおそれがある。

(2) この点についてふえんすると、そもそも外交交渉は、国家が自国の利益を最大化すべく、自国にとって有利な結果が得られるよう、一定の交渉戦略に基づいて自国の主張を展開していくものであって、その対応方針、交渉戦略の土台として、交渉相手国等に関する様々な情報の収集、分析が極めて重要である。

そして、外交交渉に当たり収集、分析される情報には、過去の外交交渉等に関する情報も含まれる。すなわち、例えば、数十年前から未解決の外交問題や、当該問題自体は解決済みでも、類似の外交問題が生じている場合に、その外交問題に係る過去の外交交渉等の過程で、相手国等がいかなる対応方針や交渉姿勢を執り、いかなる交渉条件等を検討したかについての情報を収集し、現在の交渉における相手国等の考え方を推測して、自国の対応方針、交渉戦略を立案することは当然に考えられるものである（以上、小野証人調書5、6ページ）。

(3) また、外交交渉においては、過去のある時点において示された関係国の事実認識や評価等が、長期間を経た後においても、当事国から有利に援用されるということが、しばしば見られる。すなわち、例えば、相手方に過去の情報から推測される外交方針と矛盾する相手国等の対応があれば、それを指摘して、交渉を自國に有利に進める交渉材料とすることなども考えられる（小野証人調書6及び21ページ参照）。

したがって、自國の認識、対応方針、検討状況等を記載し、作成後長時間が経過した資料であっても、これを公にすると、自國が、過去の対応方針等のいかんによらず、新たな対応方針で交渉に臨む必要があるにもかかわらず、相手国等がかかる資料を重要な材料として、これを阻害し、現在の交渉に重大な影響を及ぼす可能性があることについても十分留意する必要がある。

3 日韓又は日朝間においては過去に起因する様々な懸案事項が存在しており、過去の情報の重要性が取り分け高いこと

日韓又は日朝間には外交交渉が現在継続中の懸念、あるいは将来外交交渉が行なわれる可能性が高い事案が存在する。殊に、竹島問題は、竹島が、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が國固有の領土であるにもかかわらず、韓国が不法占拠を続けているという状況にあり、現在も未解決の日韓間の重大な領土問題である。

また、日韓国交正常化交渉の過程で韓国との間で問題となった財産・請求権問題及び文化財問題の具体的詳細事項は、将来の日朝国交正常化交渉において交渉の対象とされる可能性が高く（乙A第15号証）、類似の外交問題が生じている又はそのおそれがある典型例である。また、文化財問題は韓国との間で再度交渉事項となる可能性も否定できない。したがって、これらの問題に関する情報は、韓国や北朝鮮に知られることによって、日韓又は日朝間の今後の交渉で、我が国の対応を推測するためなどに利用される可能性が高い情報といえる（以上、小野証人調書6、7、29、30ページ）。

さらに、韓国は、我が国にとって最も重要な隣国であるが、後記第5の2で詳述するとおり、日韓関係は、我が国による植民地支配を含む歴史的経緯、竹島問題の存在等から、現在も困難な状況にある。このため、他の二国間関係においては問題とならないような出来事であっても、日韓関係の場合には、外交問題に発展し、韓国との信頼関係を損なうおそれが高い状況にある（控訴理由書71、72ページ）。

4 小括

以上のように、一般論としても、外交交渉に関して作成されたり、収集されたりする外交文書等の情報は、その内容によっては、たとえその文書の作成後数十年が経過したとしても、これを公にすると、我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれや、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。そして、正

に財産・請求権問題及び文化財問題を始めとする日韓又は日朝間の過去に起因する諸問題や、竹島問題は、現在においても日韓又は日朝間において、懸案事項ないし議論となり得る問題として外交関係に多大な影響を及ぼしているから、これらの問題に係る過去の情報については、それを公にすることによって、我が国が上記の不利益を被ったり、韓国等との信頼関係が損なわれたりしないかについては、慎重な配慮が求められるものである。

第4 不開示理由1（情報公開法5条3号。他国等との交渉上不利益を被るおそれ）について

1 はじめに

不開示理由1を理由とした各不開示部分は、主として、韓国との交渉の際の文化財問題又は財産・請求権問題に係る日本政府内の検討の様子等が子細に記載されているものであって、これらの不開示情報が公になると、今後想定される北朝鮮等との交渉上不利益を被るおそれがあると判断される。

当該各不開示情報につき、それぞれ上記のおそれがあることは、控訴理由書第3章第1（82ページ以下）及び控訴人の平成25年12月10日付け準備書面(2)（以下「控訴人準備書面(2)」という。）第1（18ページ以下）で個別に述べたとおりであるが、以下、小野証人の証言等を踏まえ、これを裏付ける我が国と北朝鮮との間の外交情勢等を述べた上（後記2）、文化財問題に関する情報（後記3）と、その他の財産・請求権問題に関する情報（後記4）につき、それぞれ公にすると上記のおそれがあることを主張する。

2 日朝間の外交情勢、北朝鮮の情報収集の取組等に照らした情報の重要性

過去の植民地支配や冷戦下での南北分断等の歴史的経緯、北朝鮮の閉鎖的な政治体制、拉致問題、核・ミサイル問題等諸懸案の存在により、我が国と北朝鮮との間にはいまだ国交が存在していないことから、日朝関係は、過去との断絶の中にあり、我が国の外交関係の中でも最も特殊な状況にあるといえる。北

朝鮮側としては、今後の日朝国交正常化交渉に向けて、その前例たる日韓国交正常化交渉の経緯に关心を持つことは当然であり、当時の日本側の交渉方針等の情報を収集し、交渉に利用しようとすることが想定される。

この点、常日頃から北朝鮮情勢の分析に携わり、また、北朝鮮と直接交渉を行った経験を有する小野証人によれば、北朝鮮は、外部との接点が少ないと一般的なイメージとは異なり、我が国国内の情報を丹念に収集していることがうかがわれる（小野証人調書7ページ、乙A第527号証10ページ）。

そもそも外交交渉において、情報収集が極めて重要であることは前記第3で述べたとおりである。特に日朝間においては、将来、国交正常化交渉が想定されるという特殊な事情が存在するのであるから、北朝鮮は、今後の交渉を有利に進めるべく極めて入念な情報収集を行っていることが考えられる。現に、北朝鮮は、労働新聞等のメディアを通じて我が国を非難する見解を繰り返し発表するなどしているが、その基になっているのは北朝鮮が収集した我が国又は第三国で公開又は公表された資料である（小野証人調書7ページ、乙A第571号証ないし乙A第573号証）。そのため、今後の非公開の交渉の場に向けて、過去の日韓国交正常化交渉に係る各文書の入手を含め、より丹念な情報収集を行うことが想定される。そして、前記第3のとおり、外交交渉を有利に進めるためには、情報の収集が極めて重要であるところ、今後の日朝国交正常化交渉の際に、我が国が各協議事項に関する交渉を有利に進めるためには、北朝鮮側に我が国の交渉方針等の手の内情報を事前に把握されることは絶対に避けなければならない。

3 日本に所在する朝鮮半島由来の書籍、文化財等に関する不開示情報が公になれば我が国が交渉上不利益を被る可能性が高いこと

(1) はじめに

不開示理由1を理由とした不開示部分には、日韓会談当時に我が国に存在した朝鮮半島由来の書籍の書名、文化財等の名称、それらの数量その他の情

報に関する文化財目録等の記載が多数存在する。北朝鮮や韓国側の文化財問題に対する強い関心等に鑑みると、文化財等に係る不開示情報が公になれば、我が国が、北朝鮮や韓国側から、文化財目録等に記載された書籍、文化財等の全てが自国等に対して当然に返還されるべきものであるとの前提に立った一方的かつ恣意的な要求がなされるなどして、交渉上不利益を被るおそれがあることは、控訴理由書第2章第4の3(2)イ(66ないし70ページ)及び第3章第1(82ページ以下)、並びに控訴人準備書面(2)第1(18ページ以下)で述べたとおりである。

以下この点について、小野証人の証言等を踏まえ、文化財問題の概要を説明した上(後記(2))、整理、補充的に主張する(後記(3))。

(2) 文化財問題が日朝間で予想される重要な協議事項であり、日韓間でも再び協議事項となる可能性があること

ア 日韓国交正常化交渉においては、韓国側は、日本に所在する朝鮮半島由来の文化財について、植民地支配等によって不法に日本に流出したものであるとして返還を要求したが、その後、日韓で文化協力の一環として、「日韓文化財・文化協力協定」を締結し、協定の附属書に記載された文化財を韓国側に引き渡すことで、一応の決着をみたものである。

イ しかし、北朝鮮との間では、かかる文化財問題を含め、戦後処理に係る諸問題は何ら解決しておらず、平成14年(2002年)の日朝平壤宣言において、日朝国交正常化交渉の中で議論することが確認されている(乙A第15号証)。小野証人によれば、実際にも、その後の日朝間の実務者協議等において文化財問題が取り上げられている状況にある(小野証人調書4、42ページ)。

また、控訴理由書第2章第4の3(2)イ(イ)及び(ウ)(67ないし69ページ)で述べたとおり、北朝鮮においては、近時においても、労働新聞の報道により、朝鮮半島由来の文化財等が日本国内に大量に所在し、これら

の多くがかつて日本政府が北朝鮮から、盜掘、略奪したものであるかのように捉えて、その全てを返還すべきものと主張しており、文化財問題に多大な関心が寄せられていることは明らかである(以上につき、乙A第491号証の1、同号証の2、乙A500号証、乙A501号証、乙A第527号証8ページ)。

ウ このように、文化財問題の具体的詳細事項は、日朝国交正常化交渉において議論されることが確認されているのみならず、北朝鮮が多大な関心を寄せている問題であることに鑑みれば、我が国が今後、日朝国交正常化交渉を行う場合、日韓国交正常化交渉当時と同様に、朝鮮半島由来の文化財等に関する問題が協議事項とされることが容易に想定されるというべきである。

そして、前記2のとおり、北朝鮮は、一般的に丹念に情報収集をしているところ、文化財問題は、日本による朝鮮半島の植民地支配という特殊な歴史的経緯と密接に関連しているものであり、韓国、北朝鮮以外の国との間には想定し得ない特殊な問題である。そのため、国交正常化交渉に際して、北朝鮮が日韓間の交渉の経緯及び内容等を収集、分析し、同問題に関する我が国の関心事項や交渉戦術等を把握又は推察した上で、自國に有利な主張を行おうとすることは当然に想定される(小野証人調書10ないし13ページ)。

エ なお、前記アのとおり、日韓間の文化財問題は、「日韓文化財・文化協力協定」に基づく文化財の引渡しを全て完了したものであるが、韓国国内には、日本に対し更なる返還を実際に日本に求めるべく、活発な運動を繰り広げている人々が存在し、そのような返還を求める準備が開始されているとの報道が以前からされている。このように、今なお、韓国側は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財等に対して極めて強い関心を持っており、日韓国交正常化交渉当時に我が国が寄贈の対象と

しなかった文化財等について韓国側が再度返還を求めてくる可能性は否定できない（乙A第231号証－5－ページ、乙A第492号証ないし乙A第496号証、乙A527号証11ページ）。

(3) 文化財等に係る不開示情報を開示した場合、我が国が北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被ることが容易に想定されること

ア 文化財目録の性質について

文化財目録（通し番号1-74, 1-80, 1-81, 1-82, 1-83, 1-84, 1-85の各不開示部分など）は、日韓国交正常化交渉当時、日本政府が、韓国側から書籍、文化財等の返還請求を受けて、韓国側に寄贈する書籍、文化財等の候補となり得るものと、各所蔵図書館等に調査させるなどして、一定の方針の下に列挙したものであり、日本政府が朝鮮半島由来の国有文化財のうち、韓国側に寄贈するものと寄贈しないものとを選別するための検討資料として用いられた。

そして、文化財は、その性格上、長い年月を経てもその価値等が大きく変わるものではないことからすれば、日韓国交正常化交渉当時に日本側が検討していた文化財の選別基準や個別の文化財に対する評価等は、現在においてもなお、相應の意義を有するものと考えられる（小野証人調書9ページ）。

イ 文化財目録の開示によって北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性が高いこと

(7) 品名、数量等の情報について

前記(2)のとおり、北朝鮮においては、近時においても、在日文化財の多くが日本により北朝鮮から盗掘、奪取されたものであり、これらの全てが北朝鮮に返還されるべきものであると強く主張されている状況にある。このことなどに照らせば、北朝鮮においては、日本政府がかつて作成した書籍の書名、文化財等の名称、それらの数量等を記録した文化

財目録に強い関心を有していることは明らかである。

そうすると、これらの情報を開示した場合、今後の日朝国交正常化交渉において、日本は北朝鮮から、文化財目録に記載された書籍、文化財等の全てが北朝鮮に対して当然に返還されるべきものであるとの強い要求を受けることが容易に推察される。

もとより、このように想定される文化財問題に係る協議においては、日韓国交正常化交渉当時に作成された文化財目録に記録された書籍、文化財等の全てが、当然に北朝鮮に引き渡すものの候補となり得るものではなく、日本政府は書籍、文化財等の内容、数量、朝鮮半島から日本にもたらされた由来等を個別に検討し、引渡しの候補とすべきものを新たに検討、選別することとなる。

そして、前記第3で述べた外交交渉における情報の重要性、前記2で述べた北朝鮮の丹念な情報収集等も踏まえると、我が国が、今後の日朝国交正常化交渉において北朝鮮側と不利益のない立場で交渉を行うためには、北朝鮮側に対して開示する書籍、文化財等の目録の範囲や、その開示の時期等について、北朝鮮側の対応を見極めつつ慎重に決定することが不可欠である。したがって、そのような検討なしに、我が国が作成した目録等の全てを一方的に開示すれば、我が国は、北朝鮮から、当該目録に記載された書籍、文化財等の全てを北朝鮮に対して当然に返還すべきとの要求がなされ、交渉上不利益を被ることが明らかである。

(4) 品名等以外の情報について

また、文化財目録には、品名に加え、書籍、文化財等の由来、入手経緯、制作時期、取得原因等の情報が含まれているが、たとえ文化財目録中の品名を不開示としたままであっても、その他の情報が公になれば、日本側が把握していた朝鮮半島由来の書籍、文化財等について、北朝鮮から出土したものの割合や数、制作時期の分布、入手経路の傾向といっ

た要素を把握することが可能となる（小野証人調書9ページ）。

そのため、北朝鮮側がこうした情報を利用し、例えば、①日本統治期に流入したもの、北朝鮮で出土したもの、制作時期が古く価値が高いと考えられるものなどを、交渉において優先的に取り上げる、又は、②調査を行うべき文化財群（目録）を特定したり、既に独自に入手している情報等と照合し、当該文化財群について完全な情報を得ようとしたりすることが想定される。

ウ 文化財目録以外の文化財に係る情報について

なお、不開示理由1を理由とする文化財等に係る不開示情報には、目録形式になっていない様々な情報もある（乙A第527号証13ないし15ページに列挙された不開示情報など）。

これらについては、控訴理由書第3章第1（82ページ以下）や控訴人準備書面(2)第1（18ページ以下）で詳細に述べたとおりであり、前記(2)で述べた文化財問題に関する北朝鮮の関心の強さ等に鑑みて、前記の文化財目録等と同様に、あるいはより重要な内容の情報である。したがって、その内容を公にすると、北朝鮮が、価値が高いことや自らに関係することが推測されたりする書籍、文化財等について重点的に我が国に対して返還を求めたり、書籍、文化財等の選別基準その他我が国の対応を予測したりするためなどに利用することが予想される。

エ 韓国との交渉上不利益を被る可能性が高いこと

韓国についても、前記(2)エのとおり、日韓国交正常化交渉 당시에我が国が寄贈の対象としなかった書籍、文化財等について再度返還を求めてくることを否定することができない。また、不開示理由1を理由とする不開示情報のうち文化財目録等に記載された書籍、文化財等に係る部分を開示することになれば、韓国から、そのうちの韓国側に引き渡していないものの全てを当然に返還すべきであるとの一方的かつ恣意的な要求がなされる

など、前記アないしウと同様に利用されるおそれがある。

なお、文化財目録の中には、日韓国交正常化交渉当時、我が国が韓国側に一部渡しており、平成17年（2005年）に韓国国内において公開されたものも存在するようである（そのことが確認できた目録は既に開示決定している。）。しかし、前記アのような性質を有する文化財目録の全てを我が国が韓国に渡していたものではないことはいうまでもない。そのため、インターネット上で公開されている韓国による公開文書の名称や分類を確認し、当該文書の名称や年代と照合して調査しても、不開示理由1を理由とする不開示情報のうち文化財目録は、韓国側が開示した文書には含まれていない（本件各文書の各不開示情報のうちその他の部分も同様である。小野証人調書10ページ）。

（以上(1)ないし(3)エにつき、乙A第527号証7ないし16ページ）

オ 小括

以上のとおり、不開示理由1を理由とする不開示部分のうち文化財目録等に記載された書籍、文化財等に係る部分を開示すれば、前記第3で述べた外交交渉における情報の重要性、前記2で述べた北朝鮮による情報収集の丹念さ等も踏まえると、上記部分に係る情報が北朝鮮や韓国に利用され、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあることは明らかである。したがって、外務大臣によるその旨の判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣がその裁量権の範囲を逸脱・濫用したと認める余地はない。

4 財産・請求権問題に関する不開示部分が公になれば我が国に交渉上の不利益が生じる可能性が高いこと

(1) はじめに

財産・請求権問題の具体的詳細項目は、文化財問題同様、北朝鮮との間では未解決の極めて特殊な戦後処理に関わる問題である。今後、日朝国交正常

化交渉等において、交渉の対象とされることは必然であって、北朝鮮としては、過去に我が国が韓国との交渉に当たり検討していた交渉方針に多大な関心を持つのは当然であり、それに関する情報（通し番号 1-69, 1-97, 1-165, 1-227 の各文書の不開示部分）は、韓国との交渉時から時が経過し、社会情勢が変化しているとしても、北朝鮮にとって重要な資料となることが明らかである。

(2) 日朝間における財産・請求権問題の現状

日韓国交正常化交渉において、韓国側は、日本統治下において韓国人等が所有していた日本国債や徴用された韓国人の給与の請求権等を含む「対日請求要綱」を提示し、日本側に対しその支払を求めたが、請求項目、算定額等をめぐって交渉が難航し、最終的には、昭和40年（1965年）の日韓請求権・経済協力協定において、日韓間の財産・請求権問題は完全かつ最終的に解決されることとなった。また、同協定により、日本側から韓国側に対し、韓国の対日請求に対する債務支払の性格を持つものではないものの、無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力が実施されることとなったほか、交換公文にて、民間融資として3億ドルを超える供与が行われることが期待された。

これに対し、北朝鮮の財産・請求権問題については、平成14年（2002年）の日朝平壤宣言において、一定の方向性が示されたものの、法的にはいまだ何ら決着しておらず、今後の日朝間の交渉において議論することが想定されている。そして、上記のとおり、日韓国交正常化交渉において、請求項目、算定額等をめぐって交渉が難航した経緯があることからすれば、今後予定される北朝鮮との間の財産・請求権問題に関する協議においても、同様に交渉が難航する可能性が高いといえる。加えて、北朝鮮は、自らのメディアを通じて、折りに触れて我が国の戦争責任に言及し、我が国に対して謝罪や賠償を求める主張をしていることからすれば（前記2、乙A第571号証

ないし同第 573 号証), 北朝鮮が、我が国に対し、多額の賠償等を求めてくるのはほぼ確実と考えられる。

(3) 財産・請求権問題に係る文書の不開示部分を開示した場合、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被ることが容易に想定されること

ア 前記(2)で述べたとおり、今後予定されている北朝鮮との財産・請求権問題に関する協議では、請求項目、算定額等をめぐって交渉が難航する可能性が高い。その際、北朝鮮が、日韓国交正常化交渉における日本側の財産・請求権問題に係る交渉方針、対応、見解等を参考にして交渉に臨むことは確実であり、交渉を有利に進めるため、入念な情報収集を行うことは明らかというべきである。

したがって、不開示理由 1 を理由とする不開示部分のうち財産・請求権問題に係る部分を公にした場合、北朝鮮側が、同部分に記載された情報を把握し、今後の日朝間の交渉において、これらの情報を基に、事前に日本側の対応を推測したり、韓国側の請求額に対する日本側の査定額の割合を前提に、これに上乗せした金額を請求したりするなどして、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。前記第 3 で述べた外交交渉における情報の重要性、前記 2 で述べた北朝鮮の丹念な情報収集・利用状況等も踏まえると、我が国がかかる交渉上の不利益を被る可能性はなおさら高い。

イ 例えば、通し番号 1-201 (乙D第336号証), 1-210 (乙D第342号証), 1-212 (乙A第344号証), 1-217 (乙A第348号証) の各文書の不開示部分についてみると、日本側の項目ごとの査定額やその算出過程等が記載されており、その中には、ある金額の何割程度の支払を韓国側に対して認めたかが分かる記述もある。このような不開示部分が公になれば、北朝鮮がこれらの割合を把握することにより、今後の日朝間の交渉において、事前に日本側の対応を推測し、日本側が許容すると予想される割合よりも、あえて高い割合又は金額を提示することに

より、日本側の譲歩を引き出そうとすることなどが予想され、我が国が北朝鮮との交渉上の不利益を被るおそれがある（小野証人調書12、13ページ）。

今後、北朝鮮との間において想定される交渉を我が国に有利に進めるべく、万全を期すためには、日韓国交正常化交渉における日本側の交渉方針や関連情報については、北朝鮮側に分析、利用されることを避けることが必須とされる状況にある。

（以上(1)ないし(3)イにつき、乙A第527号証4ないし7、16ないし18ページ参照）

5 その他

不開示理由1を理由とする不開示情報のうち、以上に当てはまらないものとして、通し番号1-245の文書の不開示情報の内容及びこれが公になった場合の不利益等は、控訴理由書第3章第1の25（192ないし194ページ）で述べたとおりである。

この点について補足すると、同不開示部分には、日韓両国を連結する海底電線が敷設された位置ないし範囲に係る記載であって、北朝鮮との外交上の問題を生じさせかねない記載がある。そして、前述のとおり、我が国と北朝鮮との間では、今後国交正常化交渉が予定されているところ、北朝鮮が丹念に我が国情報を収集し、交渉に利用しようとすることが想定されることなどに照らせば、上記不開示情報が公になれば、北朝鮮が、上記海底電線の位置ないし範囲が北朝鮮に不利益を及ぼしているとして、我が国に対して、何らかの権利主張や請求をしたり、諸問題の議論等における取引材料としたりするなどして、我が国が交渉上不利益を被るおそれが十分考えられる。

6 小括

以上のとおり、不開示理由1を理由とする不開示情報を公にすれば、我が国が北朝鮮や韓国との交渉上不利益を被るおそれがあり、情報公開法5条3号の

不開示情報に該当することは明らかである。そうすると、外務大臣によるその旨の判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があるとは認められない。

なお、以上は、不開示理由1を理由とする不開示情報のうち、主として原判決のうち控訴人敗訴部分に係る情報を念頭において主張した。他方、原判決のうち控訴人勝訴部分に係る情報についても、控訴人の文化財問題に関する選別基準等を推測させるものや、財産・請求権問題についての具体的な見解、対処方針等であって、これらを公にした場合、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被ることは、控訴人準備書面(2)第1(18ページ)で詳述したとおりである。このことは、前記第3の外交交渉における情報の一般的な重要性に加え、前記2ないし4で述べたとおり、北朝鮮が丹念な情報収集を行い、文化財問題や財産・請求権問題に強く関心を有していることなどに照らせば、より一層明らかである。

第5 不開示理由2（情報公開法5条3号及び6号。他国との信頼関係が損なわれるおそれ等）について

1 はじめに

不開示理由2を理由とする不開示情報は、主として、これを公にすると、韓国との信頼関係を害し、同国との外交事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、情報公開法5条3号及び6号に該当する内容のものである。

その代表的なものとしては、控訴理由書第2章第4の4(70ページ以下)で主張したとおり、日韓間の過去の歴史的経緯や韓国政府及び同国民の対日感情等を考慮すれば、今なお韓国国民の感情や自尊心を害したものと受け取られ、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがある日韓会談当時の我が国政府の高官等の発言（後記3）や、韓国に対する強硬措置の検討など、現在でもこれを開示した場合に、同国との信頼関係が著しく損なわれ、交渉上も不利益が生じ

る可能性が高い日本政府部内の検討状況等（後記4）である。

これらを含む、不開示理由2を理由とする各不開示情報を公にした場合の不利益等については、控訴理由書第3章第2（194ページ以下）でそれぞれ詳述したとおりであるが、以下、小野証人の証言等を踏まえ、日韓の歴史的経緯等に照らせば韓国との信頼関係のためには、過去の情報に慎重な配慮を要することについて説明した上（後記2）、上記不利益等について整理・補充する（後記3ないし6）。

2 日韓関係の特殊な歴史的経緯やこれによる韓国の国民感情等に照らし、韓国との信頼関係を損なわないよう慎重な配慮を要すること

韓国は、かつて日本の統治下にあった他の地域と比べても、早くから日本による保護國化、併合を経験しており、戦後70年を経た現在でも、植民地支配の記憶や慰安婦問題等から、日本が韓国国民に対して多大な損害と苦痛を与えたとの歴史認識が根強く残存しているなど、我が国に対する複雑な国民感情が存在する。これに加え、竹島問題の存在等もあって、日韓関係は、他の二国間関係においては問題とならないような出来事であっても、外交問題に発展したり、戦後処理等をめぐる問題が外交に影響を及ぼしたりするなど、極めて特殊な状況にある。

例えば、平成25年（2013年）3月1日、パク・クネ韓国大統領が、記念式典における演説において、加害者と被害者という歴史的立場は千年の歴史が流れても変わらない旨述べたが、かかる発言が韓国の政府指導者によってなされること自体、韓国の被害意識の強さを象徴しているというべきである。また、我が国の初代内閣総理大臣であり韓国統監でもあった伊藤博文を殺害した安重根（アン・ジュンゲン）について、日本政府がこれを「犯罪者」と表現したことに対し、韓国政府及び韓国国内世論が強く反発するという事態が発生している。このことは、100年以上も前の明治42年（1909年）に発生した伊藤博文殺害事件に対する日本政府の評価について、韓国の政府レベルにま

で反発が広がったものであり、韓国の国民感情の難しさを示しているといえる（小野証人調書14、15ページ）。

また、韓国の社会では、メディア等によって我が国に関する活発な報道が日常的にされており、我が国において生じたささいな出来事であっても、瞬時にメディアの報道等を通じて韓国国内に広がり、更なる反応が生じるという現象が見受けられ、問題がエスカレートしやすい側面も有している。

3 公になれば、韓国国民の感情や自尊心を害したものと受け取られ、韓国等との信頼関係が損なわれる可能性が高いものについて

- (1) 不開示理由2を理由とする不開示部分の中には、日本政府高官が韓国や韓国人について率直な表現をもって評価した発言等があり、現在においてもなお、侮蔑的、差別的と受け取られかねない表現が含まれているものがある（通し番号2-11、2-30、2-89の各文書の不開示部分など）。
- (2) 控訴理由書第2章第4の4(2)（70ないし74ページ）で述べたとおり、前記(1)の各不開示部分に記載されている発言自体は日韓国交正常化交渉當時になされたものであったとしても、韓国には、前記2のとおり、植民地支配問題等に関連して、日本が韓国国民に対して多大な損害と苦痛を与えたとの歴史認識が現在でも根強く残存していることなどに照らすと、当該発言に現れた差別的な認識が、現在においても日本政府・国民の意識に潜在していると受け止められるなど、現在の対日感情と絡める形で認識されるおそれが多い。すなわち、日韓の歴史的経緯や韓国国民の歴史認識、複雑な国民感情を踏まえれば、不開示部分に記載された日本政府高官の発言等について、現在の我が国の国民や政府の意識とは断絶した別個のものとして認識されることはある。

そのため、これが公となった場合、韓国政府・韓国国民の心情を傷つけ、韓国における反日感情を刺激し、ひいては上記発言等に現れた侮蔑的、差別的意識が現在の日本国民ないし日本政府の意識にも反映されているかのよう

に受け取られるおそれがある。

- (3) 現に、いわゆる久保田発言（日韓国交正常化交渉における外務省の久保田貢一郎参与による朝鮮半島の植民地支配を正当化する旨の発言）については、近年においても、度々、韓国国内において話題になっているほか（小野証人調書44ページ）、平成7年（1995年）には、当時の閣僚が「植民地時代に日本は韓国によいこともした」旨の発言をしたことが韓国の反発を招き、後に辞任した例もある。このように、韓国国内メディアの報道、韓国国内における受け止め方によっては、過去の日本政府高官の発言が公にされたことを契機として、現在における韓国の国民感情を悪化させ、韓国における反日感情を刺激することは、十分あり得ることである。
- (4) 以上のとおり、韓国政府ないし韓国国民が日韓間の歴史的事象等について極めて敏感な反応を示し、我が国政府が、韓国国民ないし韓国政府の評価と相いれない見解を示したこと等が一たび明るみに出ると、我が国政府が激しい非難と批判にさらされる傾向にあることは明らかである。

前記(1)の各不開示部分は、控訴理由書第3章第2の2（200ページ以下）、6（223ページ以下）及び15（265ページ以下）で述べたとおり、正に上記のような観点で韓国との信頼関係に重大な悪影響を及ぼす可能性が高い内容のものである。

（以上1ないし3(4)につき、乙A第527号証19ないし22ページ）

- (5) そうすると、前記(1)の不開示部分について外務大臣がこれを不開示とした判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があると認められる余地はない。

4 韓国に対する強硬措置の検討など、現時点で公になった場合に韓国等との信頼関係が損なわれたり、交渉上不利益を被る可能性が高いこと

- (1) はじめに

不開示理由 2 を理由とする不開示部分については、日韓会談に関する当時の日本政府部内の非公式の検討内容に関するものなどがある。

このような検討内容等は、その後 40 年以上の期間が経過しているものであっても、韓国に対する強硬措置の具体的な検討内容であったり（後記(2)）、韓国や北朝鮮の関心が極めて高い文化財に関する機微な記載内容であったり（後記(3)）、韓国との財産・請求権問題の再燃を誘発しかねない法的問題の検討内容であったりするため（後記(4)）、公にすると、今なお韓国等の強い反発や不信感等を招き、我が国と韓国等との信頼関係が損なわれたり、韓国等との交渉上不利益が生じたりするものである。

なお、不開示理由 2 を理由とする不開示部分には、韓国、北朝鮮等以外の国（ロシア、ポルトガル等）との関係で、日本政府の対処方針等をあらかじめ推測する材料を与えることになり、交渉上不利益を被ったり、信頼関係が損われたりする可能性のある我が国政府部内の検討状況等を記載したもの（通し番号 2-55, 2-61 の各文書の不開示部分）もある。もとより外交文書には、作成後長期間経過したものであっても、公にすることによりそのような不利益等が生じるものがあることは、前記第 3 で述べたとおりであって、上記 2 つの文書の具体的な内容に照らして、これらを公にした場合に、上記の不利益等が存在することは、控訴理由書第 3 章第 2 の 12 及び 13 (251 ないし 259 ページ) で詳述したとおりである（乙第 527 号証 27 ないし 29 ページ）。

(2) 対韓強硬措置に係る検討内容が公になれば韓国等との信頼関係が損なわれる可能性が高いこと

ア 不開示理由 2 を理由とする不開示部分の中には、日韓国交正常化交渉当時、日本政府が、交渉が決裂した場合などに備え、当時の在日韓国代表部に対する強い対抗措置を内部的に検討していた内容であって、これまで公にされていない内容がある（通し番号 2-36（乙 A 第 114 号証）、通

し番号2-37(乙A第115号証), 通し番号2-38(乙A第116号証), 通し番号2-49(乙C第42号証)の各文書の不開示部分)。

これが公になれば、日本政府がそのような検討を行っていたこと自体が韓国国民ないし韓国政府の強い反発を招き、これにより我が国と韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある。このことは、控訴理由書第2章第4の4(3)(74ないし77ページ)及び第3章第2の8ないし12(233ページないし254ページ)で述べたとおりであるが、小野証人の証言等を踏まえ、これをふえんすると、以下のとおりである。

イ 一般に、他国との間に生じた困難な問題は、粘り強い外交交渉によって解決を目指すのが原則であり、交渉の決裂を想定し、相手国に対する強硬な措置を準備することは異例であって、日韓国交正常化交渉当時、韓国側に、日本政府が韓国に対する強硬措置を内部的に検討していた事実は伝えられなかつたものと考えられる。

特に、不開示理由2を理由とする不開示部分のうち対韓強硬措置に係る検討状況の部分には、日本政府内部において、その内容が公開されることを全く前提とせずに検討された、率直な意見交換の結果が記載されており、韓国に対して想定され得る対抗措置の中でも、外交的にかなり強硬とみなされる内容の措置が具体的に記載されている。これが公になれば、韓国においては、日韓国交正常化交渉当時、日本が高圧的かつ不誠実な姿勢で交渉に臨んでいたのではないかといった認識が広まり、今日の日韓関係や現在の日本の対韓外交に対して否定的な感情が生じることになりかねない。

ウ さらに、日韓国交正常化交渉当時における在日韓国代表部は、現在の在日韓国大使館に相当するものであるところ、当該不開示部分に記載されている強硬措置は、現在においてもなお在日韓国大使館に対する措置の具体的なイメージとして想起されやすいものである。例えば、仮に、将来、日韓関係が悪化した際に日本が同様の措置を在日韓国大使館に対して執るの

ではないかといった憶測を惹起するなど、韓国側の感情を害する危険性が高いものである（小野証人調書16ページ）。

工 以上に加え、前記2のとおり、韓国においては、戦後70年を経た現在でも、植民地支配の記憶等から、日本が韓国国民に対して多大な損害と苦痛を与えたとの歴史認識が根強く残存しているなど、我が国に対する複雑な国民感情が存在し、他の二国間関係においては問題とならないような出来事であっても、日韓関係の場合には、外交問題に発展することなどを踏まえれば、上記強硬措置の内容等が公になれば、なおさら韓国等との信頼関係が損なわれる可能性が高い。

なお、上記対抗措置に係る具体的な検討内容が公になれば、韓国のみならず、北朝鮮や、その他諸外国が、我が国の将来の交渉における対応方針を推測するための資料としたり、交渉材料とすることも考えられる。

（以上アないし工につき、乙A第527号証23ないし25ページ）。

オ 以上のとおり、前記アの各不開示部分は、韓国との信頼関係に重大な悪影響を及ぼす可能性が高く、韓国等との交渉上の不利益が生ずる可能性もある内容である。そうすると、前記アの各不開示部分について外務大臣がこれを不開示とした判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があると認められる余地はない。

（3）文化財関係の検討内容が公になれば韓国との信頼関係が損なわれる可能性が高いこと

ア 不開示理由2を理由とする不開示部分には、文化財等に関係し、韓国側にとって承服し難い日本側関係者の率直な意見等が記載されたものがある（通し番号2-27、2-3.2の各文書の各不開示部分）。

前記2で述べたように、日本側政府関係者のささいな言動等に端を発し、韓国国民の根強い被害意識が表面化し、激しい反日感情となって現れ、外

交問題となることがあるところ、前記第4の3で述べたとおり、韓国側が強い関心を持つ朝鮮半島由来の文化財等に関する上記記載が公になった場合、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

上記各不開示部分のより具体的な内容、不利益等は、控訴理由書第3章第2の5（216ページ以下）及び7（228ページ以下）で述べたとおりである。

（以上、乙A第527号証25、26ページ）

イ そうすると、前記アの不開示部分について外務大臣がこれを不開示とした判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があると認められる余地はない。

（4）請求権処理に関する法的問題に係る日本政府部内の検討内容が公になれば韓国との信頼関係が損なわれたり、韓国や北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性が高いこと

ア 不開示情報該当性

不開示理由2に係る各文書の不開示部分の中には、サンフランシスコ平和条約等によって日本国民の在外私有財産を日本国が放棄した場合の憲法29条に基づく補償の要否という問題について、外務省内の非公式な見解が記載されているものがある（通し番号2-19、2-20の各文書の不開示部分）。これらは以下のとおり、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当する。

（7）情報公開法5条3号の不開示情報該当性

a 財産・請求権問題は、前記第4の4(2)で述べたとおり、日韓国交正常化の際に締結された日韓請求権・経済協力協定により、日韓間ににおいて完全かつ最終的に解決されたものの、韓国国内には、植民地支配による被害に対する補償が韓国政府によって十分にされなかったこ

と等を理由として、日韓国交正常化交渉及び日韓諸条約に対して否定的な勢力が今なお存在する。こうした勢力は、財産・請求権問題等が未解決である旨主張し、日韓諸条約の見直し等を求めている。

実際に、同問題は、現在においても依然として韓国側から問題提起がされており、平成23年（2011年）8月30日には、韓国憲法裁判所が、いわゆる従軍慰安婦問題等について、日韓請求権協定3条の紛争解決手続に進まなかった韓国外交通商部（当時）の不作為が韓国憲法に違反すると判示した。そして、これを受け、韓国外交通商部が、同年9月15日及び同年11月15日，在韓日本大使館を通じて我が国に対し、同問題等について日韓請求権協定に基づく協議を行いたい旨の申入れを行ったり（乙A第509号証の1、同号証の2、乙A第510号証）、韓国国内の裁判所において、請求権協定によって解決されていない問題が存在することを前提とした判断がされたりしている（乙A第511号証の1ないし3、乙A512号証ないし518号証）。

これらのことからも明らかなるとおり、財産・請求権問題は、現時点でも日韓間で議論となり得る問題であって、現在の日韓の外交関係全体に多大な影響を及ぼし得る問題である。

- b 前記アの柱書きの各不開示部分は、控訴理由書第3章第2の3及び4（203ないし216ページ）で詳述したとおり、外務省内において、公にしない前提で、請求権処理に係る国内的制約を率直に検討した結果が記載されている。このような情報が現時点で公になれば、韓国政府から、既に解決済みの在韓私有財産に関する請求権処理問題を日本側が蒸し返そうとしているとの誤解を受けかねず、韓国との間で無用な軋轢を生じさせ、信頼関係が損なわれるおそれがある。
- c また、仮に我が国が請求権処理に係る国内的制約について検討した

際の情報を開示すれば、当時の我が国内部の請求権処理に関する検討過程が明らかになることによって前記aの勢力の不満を一層高め、関連する訴訟を誘発し、その声に押される形で韓国政府が日本政府に請求権協定についての再交渉を迫ってくるなど、日韓間の財産・請求権問題が再燃することを誘発しかねず、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれがあることは容易に予想される。

韓国側がこのように過敏な対応をする可能性は、前記2で述べた韓国側の我が国に対する過去の歴史問題に関する被害感情等に照らせば、十分に予想される事態である。

d さらに、今後の日朝交渉等において、同様の問題が交渉の対象とされることが考えられるところ、前記第3で述べた外交情報の重要性や、第4の2で述べた北朝鮮の情報収集状況等に照らしても、過去における我が国内部の請求権処理に関する検討過程が公開されると、北朝鮮が交渉を有利に進める材料にすることなどが考えられ、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあることも十分想定される。

e したがって、外務大臣が当該情報を開示することにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したこと、韓国や北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

(イ) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

また、当該情報が開示されれば、前記(ア)の結果として、外交に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることに加え、将来の戦後補償関係訴訟の当事者である国の訴訟当事者としての地位が不当に害される蓋然性もあり、当事者間の公平も害する。

(以上(ア)及び(イ)につき、乙A第527号証26、27ページ)

イ 被控訴人らの主張に対する反論

(ア) これに対し、被控訴人らは、被控訴人準備書面(1)第3の2(3)及び(4)(83ないし87ページ)において、通し番号2-19(乙C第102号証)及び通し番号2-20(乙A第103号証)の各文書の不開示部分について、①処分庁である外務省が所掌する事務の範囲外の事項である(同84ページ)、②長く確立した判例法理と同じ結論を言う大蔵省の見解に対し、外務省が30年以上前にどのような率直な見解を述べていようと、それが最高裁の結論に影響を与えることは全く想定できないないから、戦後補償関係訴訟を誘発する事情ではない旨(同84ページ)主張する。

しかしながら、まず、①については、情報公開法5条6号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業」と規定しており、処分行政庁が行う事務又は事業に限定していないから、この点に関する被控訴人らの主張はそもそも失当である(なお、後記(3)及び(4)で述べる韓国や北朝鮮との外交交渉が外務省の所掌事務の範囲内に属することは明らかである。)。

また、②についてみても、請求権処理に係る国内的制約について検討した際の情報が新たに公になることにより、関連する訴訟を誘発するなし、ひいては、韓国政府から、既に解決済みの在韓私有財産に関する請求権処理問題を日本側が蒸し返そうとしているとの誤解を受けかねない(情報公開法5条3号の不開示情報該当性)のであって、このことは、当該情報の開示によって過去に言い渡された最高裁判決の結論に影響を与えることが全く想定できないとしても、そのことによって何ら左右されるものではない。したがって、外務大臣が当該情報を開示することにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明

らかであるとはいえないというべきである。

さらに、同様に、当該情報が新たに公になることにより、手の内情報が明らかになってしまい、政府部内の具体的な検討の経緯に係る国の訴訟当事者としての地位が不当に害される蓋然性があり、当事者間の公平も害する（情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性）のであって、このことは、当該情報の開示によって過去に言い渡された最高裁判決の結論に影響を与えることが全く想定できないとしても、そのことによって何ら左右されるものではない。

したがって、この点に関する被控訴人らの主張も失当である。

(i) また、被控訴人らは、30 年以上前の国内問題の処理に関する議論が、日韓請求権協定によって全て解決済みとの日本政府の立場を覆すような誤解を与えるというのは、余りに非現実的な主張である旨主張する（被控訴人準備書面 (I) 第 3 の 2 (3) ・ 84 ページ）。

しかしながら、これまで我が国が日韓間の財産・請求権問題については日韓請求権協定により完全かつ最終的に解決済みであるという立場を一貫して採ってきたことと、現時点において、請求権処理の国内的制約に係る情報を開示することにより既に解決済みの在韓私有財産に関する請求権処理問題を日本政府が蒸し返そうとしているとの誤解を韓国政府から受けかねないことは、完全に別の問題であり、当該情報を公にすることで韓国との信頼関係が損なわれるおそれは現に存在するから、外務大臣のそのような判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

(ii) さらに、被控訴人らは、不開示部分に記載された日本国内の処理の問題と韓国内における「請求権協定に不満を持つ勢力」の問題とは全く別の次元の問題であって無関係である旨主張する（被控訴人準備書面 (I) 第 3 の 2 (3) ・ 84 ページ）。

しかしながら、たとえ請求権処理に係る国内的制約を検討した結果であつたとしても、これが公になれば、請求権協定に不満を持つ勢力が、請求権処理の問題は我が国国内においても未解決であったなどとして、関連する訴訟を誘発し、それに押される形で韓国政府が我が国政府に財産・請求権協定に関する再交渉を迫ってくるなどのおそれがあることは容易に予想される。同様に、今後の日朝交渉等において、北朝鮮が交渉を有利に進める材料にするなどのおそれがあることも明らかである。

したがって、韓国や北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとの外務大臣の判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

5 米国の対応状況や認識等に関する不開示部分であって、公にすると、米国等との信頼関係が損なわれる可能性が高いこと

以上のはか、不開示理由2を理由とする不開示部分には、①韓国との間の請求権問題解決のために我が国政府から行われた協力要請に対する米国政府内部の対応状況等（通し番号2-10）、②日韓間の問題についての米国政府関係者による韓国側の誤解や不信を招きかねない特異な表現も用いた率直な意見（同2-66）及び③ソ連との領土問題に関する米国の対応状況や認識、見解等の機微な内容（2-96）がある。これらはいずれも非公式に、かつ、公にしない前提の内容であって、米国の立場を考えれば、そのような情報を安易に開示すれば、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがある上、韓国との信頼関係が損なわれたり、韓国やロシアとの交渉上不利益を被るおそれも考えられるものである。

これらのより具体的な内容や、それらを公にした場合に生じる不利益等の詳細は、控訴理由書第3章第2の1（194ないし200ページ、上記①）、同14（259ないし265ページ、上記②）、同16（270ないし276ページ、上記③）でそれぞれ述べたとおりであるが、上記①、②を公にした場合、

特に韓国との信頼関係に悪影響が生じるおそれがあることは、前記2で述べたとおり、日韓関係の歴史的経緯が特殊であり、韓国国民に強い被害感情があることに照らしても明らかである。

そもそも、前記第3で述べたとおり、情報の入手は外交事務を遂行する上で最も重要な手段の一つであり、守るべき機密な情報について秘密保持を適切に行うことは、各国と情報のやり取りを行う上で不可欠の前提条件である。当該当事国のいずれかが非公式発言を公にすることは、当事国間の信義にもとることはもとより、公式な見解との齟齬や乖離が問題とされるなど、種々の弊害が生ずることが容易に想定され、およそ外交上の國際慣行に反するものであって、到底、國際社会で受け入れられるものではない（小野証人調書22、23ページ）。このことに照らしても、上記各不開示部分が公になれば、米国との信頼関係に悪影響が生じるおそれや、その結果、米国その他の第三国等からの情報入手や、同国等との率直な意見交換等が困難となり、外交事務の遂行に支障が生じる可能性が高い。

（以上、乙A第527号証29ないし34ページ）。

6 小括

以上のとおり、不開示理由2を理由とする不開示部分は、公にすれば、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれや、韓国等との交渉上不利益が生じるおそれがあり、その結果、外交事務にも支障を生ずるおそれが高く、情報公開法5条3号又は6号の不開示情報に該当することは明らかである。そうすると、外務大臣によるその旨の判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があると認める余地はない。

なお、不開示理由2を理由とする不開示部分には、非公開を前提として行われた打合せにおける率直かつ忌憚のない発言であって、これが公にされれば、後日公開されることを懸念して、他国等が我が国と率直かつ忌憚のない意見交

換を行うことが困難になり、政府部内における非公開を前提として行う打合せ、協議、検討等を行う上で多大な支障が生じる内容であることからも、外交事務に多大な支障が生じるものもあり（通し番号2-11、2-27、2-32、2-96の各文書の不開示部分），その点も、控訴理由書第3章第2の当該各文書に係る部分でそれぞれ主張したとおりである（乙A第527号証34ないし36ページ）。

第6 不開示理由3（情報公開法5条3号。竹島問題等に関する他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び交渉上不利益を被るおそれ）について

1 はじめに

不開示理由3を理由とする不開示部分は、①竹島問題に関する日本側の提案・見解・対処方針等に関する情報、②（対外的に公表しない前提での）a韓国から示された同様の提案等又はb第三国の見解等に関する情報等である。

控訴理由書第2章第4の5（77ないし82ページ）で述べたとおり、竹島問題がいまだ解決を見ておらず、日韓両政府や両国民が多大な关心を寄せていく重大な問題であることに鑑みれば、これらは、公になれば、韓国その他の第三国との信頼関係が損なわれたり、我が国が外交交渉上不利益を被ることが想像に難くない。なお、日本側の情報についても、内部的な検討であって韓国に知られていないか、韓国に当時提案した内容等であっても、少なくともその表現等に照らし、韓国側に誤解を与える可能性が高いものを現時点においても不開示としているところである。

上記不開示部分ごとの詳細は、控訴理由書第3章第3（281ないし350ページ）で主張したとおりであるが、以下、小野証人の証言等を踏まえ、竹島問題が機微な問題であることについて改めて確認した上（後記2）、これらが公になった場合の不利益等について、整理、補充する（後記3）。

2 竹島問題の性格、推移等

(1) 竹島問題の性格等

竹島問題は、日韓両国が高い関心を有する未解決の領土問題である。特に、韓国においては、竹島は自国の主権回復の象徴とされており、竹島を自国の領土であると考える国民感情が極めて強く、竹島問題に関する日本の措置等に関して、韓国政府・国民は敏感に反応する傾向にある。

このことは、小野証人が本控訴審で述べた竹島問題に関する証言について、韓国国内において、「54年韓國の独島守備隊常駐に、『実力行使』も検討」との見出しの下、「彼(引用者注：小野課長)は、独島問題について『韓国が1950年代に力で不法占拠をしており、日韓会談後も不法占拠措置を強化した』と明らかにした後、『2012年8月、李明博(当時)大統領の上陸(独島訪問)もあった』とし、『国際法に基づいて平和的に解決しようとするのが我々の立場だ』と明らかにした。」など、詳細に報道されていること(乙A574号の1及び同号証の2)からも裏付けられる。

(2) 竹島問題の推移

日本は、遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立し、日本政府は、島根県知事等の意見を聴取した上、明治38年(1905年)の閣議決定をもって竹島を島根県に編入し、竹島を領有する意思を再確認した。

昭和26年(1951年)9月に署名されたサンフランシスコ平和条約の起草過程において、韓国が米国に対して日本が権利、権原及び請求権を放棄する地域の一つに竹島を加えるように要望したのに対し、米国が韓国側の主張を明確に否定した事実、及び日米行政協定に基づき同協定の実施に関する日米間の協議機関として設立された合同委員会において、竹島について協議され、かつ竹島が在日米軍の使用する区域としての決定を受けたという事実は、竹島が日本の領土であることを如実に示すものである。

他方、昭和27年(1952年)1月、李承晩韓国大統領は、「海洋主権宣言」を行い、国際法に反するいわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、

そのライン内に竹島を取り込んだ。

昭和28年（1953年）7月、海上保安庁の巡視船が、韓国漁船を護衛していた韓国官憲から銃撃を受ける事件が発生し、昭和29年（1954年）6月には、韓国内務部は、韓国沿岸警備隊が駐留部隊を竹島に派遣した旨発表した。韓国は、上記駐留部隊の派遣後も、竹島に引き続き警備隊員を常駐させるとともに、宿舎や監視所、灯台、接岸施設等を構築している。

このような韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではない。したがって、上記のような韓国政府の行為は、竹島の領有権を日本国が有するとする日本政府の立場からは決して容認できるものではない。日本政府は、竹島をめぐり韓国政府が何らかの措置等を行う度に厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めている。

一方で、日本政府は、竹島問題を平和的手段により解決すべく、昭和29年（1954年）9月、口上書をもって竹島の領有権問題を国際司法裁判所に付託することを韓国政府に提案したが、同年10月、韓国政府は上記提案を拒否した。

また、昭和37年（1962年）3月に開催された日韓外相会談においても、小坂善太郎外務大臣が崔徳新韓国外務部長官に対し、竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案したが、韓国政府はこれを受け入れず、そのまま現在に至っている（以上につき、控訴人が原審において提出した準備書面(1)2及び3ページ）。

さらに、近時では、平成24年（2012年）8月、李明博韓国大統領が竹島に上陸したことで日韓関係が緊迫し、同大統領の上陸を受けて我が国が提案した国際司法裁判所への付託を韓国側が拒否するなど、現在においても竹島問題は、日韓間の重大な懸案事項である（小野証人調書19ページ）。

3 竹島問題に関する不開示情報が公になれば、我が国の今後の交渉上の立場が不利になる可能性が高いこと

(1) 竹島問題に関する日本政府又は日本政府関係者の提案・見解・対処方針に関する情報が公になれば、我が国が韓国との交渉上不利になる可能性が高いこと

ア 前記①の竹島問題に関する日本の具体的見解等の情報は、以下のとおり、公にされていない日本政府部内の検討内容等であるか、あるいは韓国と当時やり取りされた内容であっても、現時点で公となり、韓国が改めてこれを認識した場合には、韓国やその他の国が今後の竹島問題やこれに類似する問題の協議に際して、我が国に不利な材料として用いるなどして、我が国が交渉において不利な立場に陥るおそれや、韓国に誤解や不信感を与える結果となり、韓国との信頼関係が損なわれる事態となることが考えられるものである。

イ まず、韓国にも明らかにしていない、竹島問題に関する日本政府部内の検討内容、対処方針等がある（通し番号3-21の文書の不開示部分の一部（乙A第42号証-111-）、通し番号3-16（乙E40号証）の不開示部分⑦、通し番号3-34（乙E第71号証）の59ページ及び71ページの各上から6行目から8行目の部分）。

これらが公にされた場合、前記第3で述べた外交情報の一般的重要性に加え、前記第5の2のとおり韓国に日本に対する歴史的問題に係る複雑な国民感情があることや、前記2で述べた今なお日韓間の懸案事項であるという竹島問題の性質等に照らすと、韓国政府が、今後竹島問題について我が国と交渉を行う際に、竹島問題に関して、我が国が過去に執った具体的な対処方針及びこれに至る検討内容、日本が過去に示した態度を我が国の今後の対応を推察するための参考としたり、日本側に不利な交渉材料として用いたりすることなどが考えられ、それにより我が国が交渉上不利益を

被ることが十分想定される。

現に、韓国は、江戸時代や明治時代の文書等のうち、日本に不利と思われる記述を取り上げ、これを自国の主張の宣伝材料として利用した例があることに鑑みれば、上記のような、韓国が日本の過去の文書の記載を日本に不利な交渉材料として用いることが強く懸念される(小野証人調書20, 21ページ)。

上記の点は、原判決のうち控訴人勝訴部分に係る不開示理由3を理由とする各不開示情報についても当てはまる(詳細は、当該不開示情報ごとに、控訴人準備書面(2)第2・144ないし161ページで主張したとおりである。)。

ウ また、通し番号3-12(乙C第51号証)の文書の不開示部分全部や、通し番号3-21の文書の不開示部分のうち一部(乙A第42号証-112-)は、非公開を前提とした意見交換の場における日本の発言であり、当該発言そのものは、韓国の出席者が当時認識したはずのものではある。

しかし、前記第3で述べた外交情報の一般的な重要性に加え、前記第5の2のとおり韓国に日本に対する歴史的問題に係る複雑な国民感情があることや、前記2で述べた竹島問題の性質、日韓の主張が激しく対立してきた経緯等に照らすと、当時の日本側の発言や同発言に示された我が国の対応方針が、日本側の公文書に記載された形で公になれば、韓国政府が改めてこれに着目し、日本の今後の対応方針を推測したり、交渉で指摘してきたりする可能性は十分想定される(小野証人調書21ページ)。

殊に、上記不開示部分は、過去の日本の発言が、あたかも竹島問題に関して現在においても妥当する一般的な我が国の対処方針や立場であるかのような誤解を韓国政府に与えかねない表現となっており、かかる誤解を所与の前提として日本に不利な交渉材料として用いることなどが考えられる(前記第3の2(3)参照)。このように、我が国が交渉上不利益を被ること

とが十分想定される上、韓国国民にも無用な誤解を生じさせ、その結果、いたずらに世論を刺激するおそれが高い。

そうなると、韓国政府も、その世論を背景に、上記誤解を当然の前提として我が国と交渉せざるを得なくなり、我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定されるとともに、日韓両国の国民感情に悪影響を与え、ひいては両国間の信頼関係が損なわれる結果となりかねない。

(2) 竹島問題に関して韓国側から示された提案・見解等に関する情報は、公になると韓国との信頼関係が損なわれたり、交渉上不利益を被る可能性が高いものであること

ア 前記②aの日本に対し韓国から示された提案・見解は、対外的に公表しない前提で韓国側が示した率直な提案・見解（通し番号3-15（乙C.第54号証）の不開示部分）や、韓国側が内容が未確定の試案的なものとして提案し、現時点でも公表されていないもの（通し番号3-16（乙E第40号証）の不開示部分⑤）である。

このような情報は、後記イのとおり、相手国の承諾なく一方的に開示しないのが国際慣習であるにもかかわらず、日本が韓国の承諾なくこれを開示すれば、前記第5の2のとおり韓国に歴史的経緯に係る複雑な対日感情があること、前記2のとおり竹島問題が外交上機微な領有権の帰属に関する問題であることも考慮すると、韓国との信頼関係が大きく損なわれることが予想され、竹島問題の解決にも影響が及ぶことが懸念される。

イ 外交交渉においては、一般的に、交渉当事国双方の利害を的確に把握するため、当事国政府の担当者が率直に自国の事実認識や利害状況を述べ合うものであるから、このような交渉の過程での意見交換等の内容は、それが当初から公表を予定して行われる場合でない限り、基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行であり（小野証人調書22, 23ページ）、その一部を公表する場合であっても、公表する文言や範囲について当時国

間で合意を取り付けるのが通例である。

また、外交交渉の場において非公式発言である旨の明示的な約束をする場合もあるところ（乙C第54号証－16－，－26－），このような約束をするということは、両国間において、当該発言はその場限りのものとして取り扱うこととするか、少なくとも、当該発言は公には存在しないものとして取り扱うことを了承したことを意味し、公にすることが元来予定されていないこととなり、その当事国においては公にすることが許されない性格のものである（小野証人調書49，50ページ）。

そもそも、前記第3のとおり、情報の入手は外交事務を遂行する上で最も重要な手段の一つであることからしても、守るべき機微な情報について秘密保持を適切に行なうことは、各國と情報のやり取りを行う上で不可欠の前提条件であることは外交上当然の理解である。それにもかかわらず、当該当事国のいずれかが非公式発言を公にすることは、当事国間の信義にもとることはもとより、公式な見解との齟齬や乖離が問題とされるなど、種々の弊害が生ずることが容易に想定され、およそ外交上の国際慣行に反するものであって、到底、国際社会で受け入れられるものではない（小野証人調書22，23ページ）。

ウ そうすると、このような外交上の国際慣行に反して交渉当事者間でやり取りされた機微な情報を安易に開示すれば、相手国（本件では韓国）との信頼関係が損なわれるばかりか、情報の入手は外交交渉にとって極めて重要であるにもかかわらず、今後外交交渉を行う可能性のある諸外国が我が国との外交交渉自体を拒むことにもなりかねない。また、たとえ外交交渉に応じたとしても、我が国に対し、当事国以外に公表可能な提案を除いては、その時々の率直な提案をすることを差し控えるなどして、立ち入った折衝を行うことが困難となり、我が国が外交交渉上不利益を被ることが容易に想定される。

エ したがって、前記①aの情報を公にすれば、韓国を含む他国との信頼関係が損なわれ、我が国が今後の交渉上不利益を被るおそれがあることは明らかである。

(3) 竹島問題に関する第三国との見解等に関する情報等が公になると、当該第三国等との信頼関係が損なわれ、韓国との交渉上不利益を被る可能性が高いこと

ア 前記②bの情報は、竹島問題に関連して米国や国連その他の第三国等が示した具体的見解等である（通し番号3-16（乙E第40号証）の文書の不開示部分③及び⑥、並びに通し番号3-27（乙C第64号証）、通し番号3-30（乙C第67号証）、及び通し番号3-43（乙C第79号証及び乙D第79号証）の各文書の不開示部分）。

イ この点、前記第5の5、前記(2)イのとおり、外交交渉においては、国家間での意見交換等の内容は、基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行であり、これを開示すれば、当該第三国等との信頼関係が損なわれるばかりか、他国から秘密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは容易に想像できる（小野証人調書22、23ページ）。

ウ 特に、前記2で述べたとおり、竹島問題が日韓間の重要な懸案事項である点や竹島問題のこれまでの推移等に照らせば、同問題に関する米国等の見解等を我が国が開示した場合、国際社会で当該開示行為自体及びその開示内容が注目される可能性が極めて高く、その結果、米国との信頼関係が大きく損なわることが深刻に懸念される。

その上、言うまでもなく米国が国際社会において多大な影響力を有する国であること、前記第5の2のとおり韓国に歴史的問題に係る複雑な対日感情があること、前記2のとおり竹島問題が外交上機微な領有権の帰属に関する問題であること等を併せ鑑みると、当時の竹島問題についての米国

の対応方針等が韓国政府の知るところとなれば、韓国政府が我が国との今後の竹島問題に関する交渉に当たり、米国が過去に採った方針等を自國に有利な交渉材料として利用したり、自國に不利な内容であれば、それを米国に撤回させようとしたりすることなどが考えられ、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される（小野証人調書23ページ）。

工 前記アの各不開示部分のより具体的な内容に鑑みても、不開示として取り扱うのが当然の内容であり、これを公にすれば、前記ウのとおり、他国等との信頼関係が損なわれたり、我が国が今後の交渉上不利益を被ったりするおそれがあることは、控訴理由書第3章第3における当該各不開示部分に関する部分で、それぞれ主張したとおりである。

（以上1ないし3工につき、乙A第527号証37ないし52ページ参照）

4 小括

以上のとおり、不開示理由3を理由とする不開示情報は、いずれも公にすれば、我が国が韓国等との交渉上不利益を被ったり、同国等との信頼関係が損なわれたりする可能性が高く、情報公開法5条3号の不開示情報に該当することは明らかである。そうすると、外務大臣によるその旨の判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があると認める余地はない。

第7 不開示理由4（情報公開法5条4号及び6号、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ）について

1 通し番号4-7の文書（乙A第40号証）の不開示部分の情報内容

控訴理由書第3章第4(2)（351及び352ページ）で述べたとおり、通し番号4-7の文書中の不開示部分は、韓国人漁夫が竹島に上陸することは、法的には日本の領土権の侵害であるとともに、出入国管理令及び漁業関係法令の違反行為でもあるとの観点から、外務省主催の下、関係省庁（具体的には、

国家地方警察本部、保安庁、入国管理局及び海上保安庁）が協議の上で策定した縦書き和文タイプの文書であって、その前後のページとは独立したものである。同部分には、昭和28年6月に決定された「竹島問題対策要綱」にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策に関する具体的かつ詳細な内容、すなわち、韓国人漁夫が竹島に上陸した事案を想定して、その場合に執るべき様々な具体的な措置について、これらの措置を実施する上での優先順序ないし先後関係を示すなどした上で、これを執った場合に想定される韓国側の反応と、これを踏まえた更なる我が国側の対応策等について、政府部内で立案策定された体系的な内容が汎用的な形式で記載されている。

2 現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

控訴理由書第3章第4(3)（352ないし355ページ）で述べたとおり、昭和29年6月以降、韓国側の警備隊の常駐等により竹島が完全に韓国側に占拠されるに至っているとしても、竹島問題は、前記第6の2で述べたとおり、両国にとって極めて関心の高い未解決の問題であって、今後予想される同問題に係る両国間の交渉その他のやり取り等において、韓国にとって、前記1の不開示部分を、今後の我が国に対する参考とすることなどは十分考えられるところである。その上、多くの離島を領土とする我が国においては、竹島のみならず、外国人が不法に離島に上陸する事案が発生しており、今後も発生することが予想される。ところが、上記不開示部分には、具体的かつ体系的な内容が汎用性のある形式で記載され、かつ島しょにおける実効支配をめぐるこの種の国際紛争に関する我が国の基本的な対処方針及び関心事項等も含まれているため、上記不開示部分が公になれば、韓国を含む相手国政府等が、今後の日本側の対応を予測するための参考としたり、その長所・短所等を分析した上で、当該相手国あるいは同国国民により有利な対処方針を立案策定することが容易に

考えられる。その場合、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずることが十分想定されるほか、国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性がある。

なお、日本政府が、昭和29年9月9日以降、日韓双方の実力行為による衝突を避ける方針を探っていたとしても、上記不開示部分の記載に係る協議の参加者に、国家地方警察本部、保安庁、入国管理局及び海上保安庁が関係省庁として含まれていることから明らかなどおり、実力行使に關係する対処方針も検討されていた。そのため、上記方針に至る過程で政府部内で検討された内容が明らかになれば、今後の同種の紛争において我が国の対処方針を推察する有力な手掛かりとなるであろうことに変わりはない。特に、昭和29年9月9日以降も、竹島巡視に当たる我が国の巡視船が銃砲撃を受けることが複数回にわたって生じており、竹島問題に関するかかる不安定な状態は、現在もなお継続しており、通し番号4-7の文書に記載された対処方針が以後の同種の紛争に関する対処方針となり得ることに変わりはないのである。

したがって、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずることが十分想定される。また、その結果、国の機関等の事務又は事業の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれが高いといふべきである。

(以上1及び2につき、乙A第527号証52、53ページ参照)

3 小括

したがって、通し番号4-7の文書の不開示部分について、外務大臣がこれを不開示とした判断が、情報公開法5条3号該当性について、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があると認める余地はないし、当該部分は、同条6号に該当するといふべきである。

第8 不開示理由8 (情報公開法5条1号及び3号。公にする慣行のない個人情報

及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれ)について

1 天皇と外国要人の謁見等の会話内容を非公表とすることは国際的に認識された慣行であること

控訴理由書第3章第5(2)ア(1)(359, 360ページ)で述べたとおり、天皇は、日本国及び日本国民統合の象徴であり(憲法1条)、国政に関する権能を有しない(同法4条1項)。天皇が受ける外国要人の謁見等は、政治的色彩を有するものではなく、双方の国の歴史や文化、個人的な趣味のこと、家庭のこと等を含めた自由な歓談を通じて外国要人との間に個人的に親密な関係を築き上げること等により、我が国と諸外国との友好親善関係の増進に資することを目的として行われるものである。このように、天皇が受ける外国要人の謁見等は、当事国間の外交問題や共通の課題について議論する政府間の協議・交渉とは異なる性質のものである。

そこで、上記のような自由な歓談が行われる雰囲気を醸成するため、会話内容の詳細は、従前から非公表とする取扱いがされてきており、これを公表することについての根拠法令はもちろん、このような会話内容を公表するとの慣行も存在しない。

このように、天皇が受ける外国要人の謁見の際の会話内容の詳細を非公表とする取扱いは、相手方である外国要人に対しても要請されているものであり、我が国外務省はもとより、各国の外交当局においても同様に認識しているものである。

したがって、儀礼的な挨拶等に関する発言等を除き、皇室の外国要人との交際の場面における天皇・皇族と外国要人との会話の内容を非公表とすることは、国際的にも認識され、また、必要に応じ相手国側に対し確認が行われているものであり、国際的にも認識された慣行であるといえる(小野証人調書17, 18ページ、乙A第520号証ないし乙A第522号証)。

2 通し番号8-1(乙A第36号証)及び通し番号8-2(乙A第37号証)

が、個人情報（情報公開法5条1号）に該当すること

(1) 控訴理由書第3章第5(2)ア(7)（359ページ）で述べたとおり、通し番号8-1不開示部分及び同8-2不開示部分に係る情報の内容は、情報公開法5条1号本文の「個人に関する情報（…）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に当たる。そして、昭和天皇が同号ただし書ハの「公務員等」に該当しないことは、原判決も判示するとおりであり、前記1で述べたとおり、天皇が受ける外国要人の謁見の際の会話内容の詳細は非公表とすることが、皇室の外国要人との交際の場面における我が国の慣行として国際的にも認識されていることから、上記不開示部分に係る情報が同号ただし書イに該当しないことも明らかである。

(2) この点、終戦直後の昭和20年に行われた昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会談については公表されているが、同会談は、「敗戦とそれに伴う連合国による占領という我が国にとって類をみない極めて特異な時期、特異な状況の中で行われた異例なもの」（甲第108号証9ページ）であり、会談における昭和天皇は、旧憲法下の国の元首にして統治権を總らんする地位にあったものとして、相応の役割を果たしていたものである。

これに対し、通し番号8-1不開示部分及び同8-2不開示部分に係る情報は、終戦から約20年が経過した時期に象徴としての天皇が受けた謁見に関するものである。現行憲法下において、天皇が国政に関する権能を有していないことに鑑みれば、昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会談が公表されているからといって、現行憲法下における天皇の謁見等について一般的に公表する慣行が存在するとは到底いえないものである。

(3) また、上記各不開示部分には、昭和40年3月26日に韓国の李長官が昭和天皇に謁見した際の状況の概要として、昭和天皇と李長官との具体的なやり取りがありのままに記載されている。李長官は、自らの著書（甲第107

号証）において昭和天皇に謁見した際の状況を著述しているが、これは、我が国の了解を得ずに一方的に行われたものであり、上記のような国際的にも認識されている我が国の慣行に反するものである。また、一方当事者が著書において自己の解釈等を含めた謁見時の状況を明らかにしたからといって、これが「慣行として」公にされたものということはできない。そのため、李長官の個人的な行為により、謁見に係る一定の情報が公にされているとしても、謁見内容が記載された行政文書そのものを公にすべきであるとの結論が導かれるのではない。

しかも、李長官の著書は、著者の記憶と解釈に基づいて記載されたものであり、上記各不開示部分の内容と同一のものではないことから、李長官の著書に謁見時の状況が記載されているからといって、上記各不開示部分が既に公にされているともいえないものである。

- (4) 以上のとおりであるから、上記各不開示部分に係る情報が、慣行として、将来、公にすることが予定されている情報に該当するとはいはず、当該部分は、情報公開法5条1号の不開示情報に該当する。

3 韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること(情報公開法5条3号該当性)

- (I) 天皇が受ける外国要人の謁見等は、天皇の公的行為であることから、その公的な性格に鑑み、事前に報道発表がされ、取材要望があれば謁見冒頭に写真撮影が行われたり、事後にその謁見の雰囲気等のレクチャーが行われるなど、一定の配慮の下で様々な情報が公にされてはいる。しかし、天皇と外国要人との忌憚のない自由な歓談を保持するため、会話そのものについて具体的で詳細な内容が公にされることはない。

また、天皇が受ける謁見等が、個人的な内容を含めた自由な歓談を通じて外国要人との間に個人的に親密な関係を構築するものであることを踏まえれば、単なる時の経過や情勢変化等を理由としてその会話内容の詳細を開示す

るのは適当ではない。さらに、皇室の外国との交際は世代を超えて継続的に親交を深め、国際親善に寄与するものであり、一定の時の経過により謁見の際の会話内容の詳細を公にするという「慣行」もない。

(2) また、天皇が受ける外国要人の謁見等は、専ら国際親善を目的として自由な歓談が行われる雰囲気を醸成するという性質上、会話内容の詳細が公になることは前提とされておらず、このことは、我が國皇室の外国との交際の場面における慣行として国際的にも認識されている（なお、同様の慣行は、英国王室にも見られるものである。乙A第526号証）。そのため、他国の要人も同様の認識を持って天皇との謁見に臨んでおり、これによって忌憚のない個人的な内容を含む自由な歓談の実施が担保されている。したがって、たとえ過去のものであっても、謁見等における会話内容の詳細を公にすれば、謁見等での自由な歓談が阻害され、国際親善を図る皇室の活動に対する他の信頼を損ねたり、日本が機密保持を期待することができない国であるとの認識が広まることにより、他国との一般的な信頼関係が損なわれるおそれも否定できない。

我が國の天皇及び皇族が諸外国の王族や政府要人と親交を深めることを通じて、それらの国々との国際友好親善を増進する場面において大きな役割を果たしていることは周知の事実である。謁見時の会話内容の詳細を我が国が公にすることで他国との信頼関係が損なわれた場合には、天皇及び皇族が他の王族や政府要人との親交を深めることを通じて他国と友好親善関係を増進することに対しても、否定的な影響を与えることになる。

(3) したがって、外務大臣が上記各不開示部分に係る情報を開示することによって他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があると認める余地はないというべきである（以上1ないし3(2)につき、乙A第527号

証53ないし55ページ)。

第9 結語

以上述べたところからすれば、本件各処分の不開示部分のうち、控訴人が不服を申し立てている部分について同条1号、3号、4号又は6号に該当しないとした原判決の判断は誤りである。

したがって、原判決のうち当該判断に係る部分を取り消し、当該取り消された部分に係る被控訴人の請求（不開示処分の取消しを求める部分）を棄却し、同部分に係る開示の義務付けを求める訴えを却下し、被控訴人の附帯控訴を棄却するよう求める。